主要項目	事業名	事業概要(目的)	実施内容	担当課
. こころの健康に関すること	健康に関する個別相談	住民の健康に関する不安の軽減を図る。	保健師や栄養士による相談、保健指導を行う。 (窓口相談、電話相談、家庭訪問による相談)	健康推進課
	健康相談	地域住民の健康保持推進と交流を図り、閉じこもり予防につなげる。	隣保館等にて健康測定・健康相談等を行う。	同和課
	臨床心理士の心理カウンセリング	臨床心理士の心理カウンセリングを通して、無職の若者の職業的自立を支援する。	「いが若者サポートステーション」と連携し、臨床心理士による心理 カウンセリングを行う。	商工労働課
	こころの健康相談室	ストレスによる心身の不調、人間関係の問題、部下への接し方や仕事 の進め方、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、何らかの 精神的な不安等を抱える職員の不安軽減を図る。	・職員や家族を対象にしたカウンセリングの専門家による相談室を開設する。 ・女性臨床心理士の相談室を開設する。	人事課
	伊賀市救急・健康相談ダイヤル24 事業	市民の心と体のさまざまな相談に対応する。	看護師などの専門職による24時間電話相談を行う。	医療福祉政策認
こども・子育 てに関する こと	産婦健康診査	産後うつを予防するため、産後の初期段階における母子に対する 支援を行う。	健診費用助成を行い、産後うつ病質問票を用いて、産婦の健康状態を把握し、必要に応じ相談支援を行う。	
	産後ケア事業	産後の体調や育児に対する不安の解消を図る。	病院での宿泊や助産師訪問により、育児に関する支援を行う。	健康推進課
	子育てに関する個別相談	妊娠や育児の困りごとや不安について相談を行い、妊婦や乳幼児 の保護者の不安の軽減を図る。	母子健康手帳交付時や乳幼児相談、健診、電話や訪問などで子育てに関する相談を行う。	
	子どもの発達相談	子どもの成長や発達に不安や悩みを抱えている保護者や関係者からの相談に応じる。	・こども発達支援センターに配置の、保健・保育・教育・福祉の専門 スタッフが発達支援に対応する。	こども未来課
	ファミリーサポート・センター	提供会員と依頼会員からなる会員組織で、子育てを一時的に助け たり助けてもらうことで、負担の軽減を図る。	(園)、学校、塾等の前後の預かりや送迎等を行う。	
	子育て支援ヘルパー派遣事業	母親が出産前後の体調不良等により家事や育児が困難な場合に支 援を行う。	家庭に子育て支援ヘルパーを派遣する。	
	子育て短期支援(ショートステイ)事業	児童の養育が困難となった場合に一時的に利用することで、養育 負担の軽減を図る。	乳児院や児童養護施設で、宿泊を伴う保育を行う。	
	病児・病後児保育室「くまさんルーム」	病気のため、保育所(園)・幼稚園・小学校などでの集団生活が困難で、保護者の勤務などにより家庭で保育できない児童を一時的に預かることで、保護者の子育てと就労の両立を支援する。		
	子育て支援事業	未就園児とその親を対象に、子育ての不安や悩み等の軽減を行う。	・各保育所(園)において、未就園児とその親を対象に、保育所 ・(園)内で遊んだり、身体測定や育児相談を行う。 ・子育て包括支援センターと市内7箇所の子育て支援センターで、 親子がふれあう場所の提供と、子育て相談を行う。	保育幼稚園課 こども未来課
	家庭訪問	在園児とその親を対象に、子育ての不安や悩み等の軽減を行う。	各保育所(園)において、在園児の家庭を訪問し、子育てに関する 相談を行う。	保育幼稚園課
	ふれあい相談	子育で・進路・不登校など幅広い相談に対応する。	児童、生徒およびその保護者を対象に、電話相談を行う。	
	伊賀地区外国につながりをもつ子どもと	ス 外国籍児童生徒および保護者の不安に対応し、将来の進路保障を図	推路ガイダンスを行う ・	学校教育課 健康推進課

カ	カテゴリー3 「支える」 (相談・支援) ※困り事に対する相談や、支援体制等について記載					
主要項目	事業名	事業概要(目的)	実施内容	担当課		
2. こども・子育 てに関する こと	外国人児童生徒のサポート	外国人児童生徒の保護者の不安の解消とともに、児童生徒の安心、 生活、学習意欲の向上につなげる。	外国人児童生徒の日本語能力に合わせ、初期日本語指導を行 う。			
	青少年相談	青少年の健全な成長を願って、非行の未然防止、再発防止、生活態度の改善とともに青少年の抱える悩みや苦しみの解決を支援する。	青少年やその保護者からの電話および来所による相談に応じ、適切な指導や助言を行う。	生涯学習課		
	社会教育委員家庭教育事業	子育て世代の悩みや不安の軽減を図る。	伊賀市社会教育委員の協力のもと、保護者を対象にした講演や 悩み相談、親子で楽しめるイベント等を行う。			
	地域未来塾事業	小中学生の学力保障について、地域力を活用した支援事業を行う。	地域(自治協議会・学校・教育集会所)の協力を得て、学習会を行う。			
	各種奨学金	教育機会の均等を図り、社会に貢献する人材の育成を目的として伊賀市奨学金および伊賀市ササユリ奨学金を支給する。また、部落解放を担う人材を育成する目的で同和奨学金を支給する。	市内の高校生、大学生などに、修学のための奨学金を支給する。 ・伊賀市奨学金 ・伊賀市ササユリ奨学金 ・伊賀市同和奨学金	教育総務課		
	こどもに関する相談	総括相談員をはじめ家庭児童相談員が、関係機関と連携しながら 様々な相談に対応し、不安の軽減・解消に努め、安定した生活ができ るよう支援する。	家庭における子どもを養育する上での悩みごとや、子どもの虐待 などの相談を行う。	こども未来課		
3. 障がい者に 関すること	障がい者相談員設置事業	障がい者およびその家族の不安を軽減する。	障がい者およびその家族の中から身体障がい相談員、知的障がい相談員、精神障がい相談員を委嘱し、障がいのある人やその家族からの相談を行う。	障がい福祉課		
	障がい福祉給付事業	障害福祉サービスを利用することで、地域で自立した生活を送ることを支援し、また、家族の負担軽減を図る。	・介護訓練給付(訪問系サービス、日中活動系サービス等)・障害児支援給付(放課後デイサービス等)			
	障がい者の相談窓口	障がいのある人やその家族、医療機関等からの相談を受け、必要な 助言や情報提供などの支援を行う。	障がい者相談支援センターにおいて専門職による相談を行う。	_ 地域包括支援センター -		
4. 高齢者に 関すること	総合相談支援事業	福祉に関する一次相談窓口として多様な相談を受けることで、市民が 困りごとを解決し、安心して生活できるよう支援を行う。	社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師が相談を受け、必要な支援を行う。			
	介護予防支援および介護予防ケア マネジメント事業	要支援者が必要な介護サービスを受けながら、自宅での生活が継続できるように支援する。	安全に安心して生活ができるように、必要な介護サービスの利用 を進める。			
	権利擁護事業	高齢者および障がい者に対し、権利侵害の予防や対応、本人の意思 を主張し権利行使ができるように支援を行う。	・高齢者および障がい者に対する虐待の早期発見、発生時の対応 ・成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用につなげる			
	介護保険サービス事業	介護が必要な状態になってもできる限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう支援する。	介護保険サービス事業の充実およびサービス事業所の整備を図 る。	- 介護高齢福祉課 :		
	認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	介護者等が休息等に必要な時間を確保出来るよう、認知症高齢者に 対する訪問や見守り等支援を行う。	やすらぎ支援員が対象者の居宅を訪問し、介護者に代わって見守りや話し相手を行う。(伊賀市社会福祉協議会に委託)			
	高齢者見守り事業	健康、生活面での悩み事・困り事相談支援を行うことで、高齢者等の地域での生活を見守り支援する。	独居高齢者や昼間一人になる高齢者を対象とした訪問等を行う。	同和課		
5. 生活に 関すること	各種相談	法律や行政、消費生活などに関わる困りごとについて、専門家等による相談を実施する。	・法律相談・行政相談・司法書士相談・外国人のための行政書士相談・交通事故相談・消費生活相談	市民生活課各支所住民福祉課		

伊賀市自殺対策行動計画 関連事業一覧表

カ	カテゴリー3 「支える」 (相談・支援) ※困り事に対する相談や、支援体制等について記載						
主要項目	事業名	事業概要(目的)	実施内容	担当課			
5. 生活に関すること	多文化共生センター事業	多言語での相談や生活支援を行うほか、必要な情報を集約し発信す る。	・外国人生活相談窓口・多言語による情報提供・多分化共生に関する相談窓口	市民生活課			
	市営住宅管理	生活面で困難や問題を抱えている市民への住居の提供を行う。	市営住宅管理、募集、使用料徴収を行う。	住宅課			
	債権に係わる納付相談	各所管課から移管を受けた債権について、債務者の申し出により納付 相談を行う。	分納相談の申し出があった場合、詳細について相談し、納付していけるのかも含め、生活実態などを把握して、債権回収に繋げる。	債権管理課			
	生活保護制度	困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。	困窮のため最低限度の生活を維持することのできない人に対して、生活扶助、医療扶助などの保護を行う。	生活支援課			
	生活困窮者自立支援制度	生活上の多様な問題について相談に応じ、情報提供や専門機関へのつなぎ、必要に応じて継続的な支援を行う。	・相談窓口の設置、相談支援の実施(自立相談支援事業)・住居確保給付金の支給・家計改善支援事業・就労準備支援事業				
	ひとり親就労支援	生活困窮に陥りがちなひとり親の就労を支援し、一定の収入を得ることにより生活の安定を図り、生活基盤を確立する。	情報の提供や助言等を行うなど、ハローワークと連携しながら就労を支援。また、就労に有利となる資格取得のための費用の支給や、福祉資金の貸付等を行う。	こども未来課			
	女性相談	総括相談員をはじめ家庭児童相談員が、関係機関と連携しながら 様々な相談に対応し、不安の軽減・解消に努め、安定した生活ができ るよう支援する。	DVや離婚問題等、女性が抱える悩みについて個別に対応し、適切な助言、相談を行う。				
	地域福祉コーディネーターの配置	地域福祉コーディネーター職員を配置し、地域の個別ケース相談に対応することで、悩みを抱えている人等を必要な支援に繋げる。	社会福祉協議会に委託し、統括する地域福祉コーディネーターと 各エリアごとに地域福祉コーディネーターを配置する。	医療福祉政策課			
6. 人権に 関すること	女性法律相談	法的な知識を得ることで、生き辛さの問題解決をめざす。女性相談員が同席し、相談日前後の継続的な相談を支援する。	困難をかかえる女性に対して関係機関と連携し、人権尊重の観点に立ち、女性弁護士による女性法律相談を行う。	人権政策課			
	人権相談	さまざまな人権に関する相談を受け付けることで、人権侵害の早期発 見と解決に向けた取組みを行う。	人権に関する困りごとなどに対応するための相談窓口を設置。	人権政策課 各支所振興課 (上野支所除<)			
	各種相談事業	人権や生活に関する様々な問題に対し相談を行うことで、地域住民の 不安や差別が生んだ生活課題解決をめざす。	隣保館において各種相談を行う。 ・生活福祉相談 ・就労相談 ・健康相談 ・人権相談 ・人権相談 ・教育相談 ・生活相談員による生活相談	同和課			